

千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針（案）の修正内容について

1 文書の変更・追加

No.	項目	ページ	修正前	修正後
1	第1章（1）	1	本市が独自に推進すべき「 <u>障害福祉施策の指針</u> 」を策定することとします。	本市が独自に推進すべき「 <u>千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針</u> 」を策定することとします。
2	第1章（2）	1	3年ごとに策定される障害者計画等をはじめ、関連する個別計画の『上位方針』として <u>位置づけられます。</u>	3年ごとに策定する障害者計画等をはじめ、関連する個別計画の『上位方針』として <u>位置づけます。</u>
3	第4章（1）	13	<u>そもそも障害によって負ったハンデキャップそのものを無くすことはできません。</u>	<u>もとより障害によって負ったハンデキャップそのものを無くすことはできません。</u>
4	第4章（1）	13	本市の <u>目指すのは</u> 、障害者が全ての面において、	本市が <u>目指す社会は</u> 、障害者が全ての面において、
5	第4章（1）	13	その際、保証されるべき選択肢は、 <u>特別なものを想定しているわけでは決してありません。</u>	その際、保証されるべき選択肢は、 <u>決して特別なものではありません。</u>
6	第4章（3）	14	（3） <u>市の役割</u>	（3） <u>市が特に取り組むべき事項と役割</u>
7	第4章（3）	15	また、現状を把握し、積極的な情報 <u>提供</u> に努める。	また、現状を把握し、積極的な情報 <u>収集と提供</u> に努める。
8	第4章（3）	15	②で把握された課題について、本市独自の対応策を検討するとともに、 <u>国等への提案</u> を行う。	②で把握された課題について、本市独自の対応策を検討するとともに、 <u>国、県等への提案</u> を行う。
9	第4章（3）	15	本市における障害福祉の方向性について、できる限り多くの <u>関係団体、関係機関等</u> と共有する。	本市における障害福祉の方向性について、できる限り多くの <u>市民、障害者本人及びその家族等に周知するとともに、関係団体、関係機関等</u> と共有する。
10	第5章（3） 《課題》	20	*追加	・特に、 <u>医療的ケアが必要な障害児や発達障害児については、庁内関係部局との一層の連携を通じて、現状とニーズの把握や情報を共有し、課題解決等</u> を検討する必要があります。

11	第5章(3) 《対応方針》	20	本市の保育所(園)、小中学校及び子どもルームについては、引き続き障害のある児童も通うことができるよう、 <u>取組みを進めていきます。</u> あわせて、私立幼稚園等における障害のある児童の受入れを促進します。	本市の保育所(園)、小中学校及び子どもルームについては、引き続き障害のある児童も通うことができるよう、 <u>先進的なモデル事例や他自治体の効果的な事例等を参考にするなど、幅広い検討を通じた取組みを一層進めていきます。</u> あわせて、私立幼稚園等における障害のある児童の受入れを促進します。
12	第5章(4) 《対応方針》	22	特に、重度の障害者に対応するグループホームの開設を促進するための支援策を実施します。	特に、重度の障害者に対応するグループホームの開設を促進するための支援策を実施します。 <u>また、グループホームへの入居が困難な障害者に対応した居住場所について検討します。</u>
13	第5章(6) 《課題》	26	・また、福祉分野はもとより、医療、教育、労働等の他分野の関係者について、 <u>研修を通して</u> 識見を高め、それぞれの障害種別にあわせて対応できる人材を育成する必要があります。	また、福祉分野はもとより、医療、教育、労働等の他分野の関係者について、 <u>研修等を通して</u> 識見を高め、それぞれの障害種別にあわせて対応できる人材を育成する必要があります。
14	第5章(8) 《対応方針》	29	○ 障害者が二次障害等による障害の重度化などにより、より多くの支援を必要とする状況になることについて、できる限り予防するための施策を積極的に推進します。 ○ <u>既存事業が、事業本来の目的に沿って適正に給付されているか確認を徹底します。</u>	<u>○ 既存事業が、事業本来の目的に沿って適正に給付されているか確認を徹底します。</u> ○ 障害者が二次障害等による障害の重度化などにより、より多くの支援を必要とする状況になることについて、できる限り予防するための施策を積極的に推進します。
15	第6章(1)	30	○ 障害者団体等の関係団体や関係機関などから意見を聞くとともに、 <u>実態調査など</u> 様々な機会を通して、本市の障害福祉分野の動向やニーズの <u>把握に努めます。</u>	○ 障害者団体等の関係団体や関係機関などから意見を聞くとともに、 <u>実態調査などのほか、</u> 様々な機会を通して、本市における <u>障害福祉分野の動向やニーズを把握し、事業展開への反映に努めます。</u>
16	第6章(2)	30	*追加	<u>○ 必要に応じて、課題解決に向けて、機動的かつ効果的な検討組織の設置を検討します。</u>

2 その他

(1) 用語解説の追加（巻末に掲載予定）

- ・ 障害者総合支援法
- ・ インクルーシブ
- ・ 支給決定区分
- ・ 二次障害
- ・ 障害者差別解消法

(2) 図表の表記の統一等

- ・ 「平成〇〇年度」への統一
- ・ 数値の根拠（時点や単位等）に係る付記